

ごみの焼却は止めましょう

野外焼却（野焼き）の禁止について

廃棄物(ごみ)の野外焼却(野焼き)は禁止されています

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第16条の2)」の改正により、平成13年4月1日から廃棄物の焼却は原則禁止されました。ただし次の方法による場合は、対象から除かれています。

- 1 廃棄物処理法に定められた処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上もしくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの



【罰則】 上記に違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科、法人等に対しては3億円以下の罰金。

野外焼却はなぜダメなのか

ダイオキシン・塩化水素

～ 一口メモ ～

適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすと、焼却温度が低いいため燃やすものによってはダイオキシン類や塩化水素などの有害物質が発生する原因になり、人の健康や自然環境に深刻な影響を与えます。

また、悪臭や煙害などにより周辺から苦情が寄せられています。

「家の中に多量の煙が入ってきて窓が開けられない ・目やのどが痛い ・洗濯物にすすや臭いが付き、干せない ・頻繁に焼却している ・道路が煙に覆われ道路や鉄道の通行の妨げや交通事故等の危険性がある ・野菜に煙やすす、臭いが付着し売り物にならない」など

野外焼却禁止の例外について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(抜粋)

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方自治体はその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
〔河川敷の草焼き(河川管理者)・道路側の草焼き(道路管理者)〕
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
〔災害等の応急対策 火災予防訓練 凍霜害防止のための稲わら焼却〕
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
〔どんど焼き(正月の「しめ縄、門松等」を焼く行事)、塔婆の供養焼却〕
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
〔焼き畑、稲わら・畦(うね)の草および下枝の焼却、漁網にかかったごみの焼却 等〕
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
〔落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー〕

注意! これらの焼却であっても、悪臭や煙害などで周辺から苦情が来る場合は、行政指導の対象になります。

また、上記の場合でも、ビニールやプラスチック類の「野外焼却」は罰則の対象となりますので、絶対に行わないでください。

◆焼却禁止の例外で廃棄物の焼却を実施する場合は、事前に下記に連絡をお願いします。

【連絡先】

「火災と紛らわしい煙等又は火災を発生するおそれのある行為の届出書」

江別市消防署予防課(消防本部庁舎内)	☎ 382-5430
江別出張所	☎ 382-2075
野幌出張所(消防本部庁舎内)	☎ 382-3444
大麻出張所	☎ 386-8333

なお、焼却禁止の例外についてご不明な点は、江別市生活環境部環境室廃棄物対策課(☎ 383-4217)までお問い合わせください。

野外焼却(野焼き)を見かけたら

下記に連絡してください

江別市生活環境部環境室廃棄物対策課

☎ 383-4217

